

試 験 問 題

科 目 名	実 施 日
刑事訴訟法	令和7年3月15日（土）

【問題1】（配点50点）

次の各事項について、条文上の根拠を指摘しつつ、説明しなさい。

- (1) 再逮捕・再勾留の禁止と例外
- (2) 起訴状一本主義と公訴事実への前科の記載の可否

【問題2】（配点50点）

以下の〔事例〕を読んで、〔設問〕に答えなさい。

〔事例〕

1 A市B町の路上で会社員のVが通行中にマスクとサングラスで顔を隠した黒色パーカー姿の男に襲われ、サバイバルナイフを突き付けられて現金10万円を奪われるという事件が発生した。捜査の結果、甲が同事件の犯人として逮捕・勾留され、甲は強盗の公訴事実で起訴され、その後、証拠隠滅教唆の公訴事実でも追起訴されて、両事件は併合して審理されることになった。甲は、公判でVを襲ったのは自分ではなく、証拠隠滅の教唆もしていないと主張している。

2 甲の公判に出頭した証人乙が次のような証言をした。

「事件が起きた翌日に知人の甲が私の部屋に来て『①昨日の夜、おれはA市B町で通行人にナイフを突き付けて路上強盗をした。マスクとサングラスをしていたので顔は分からないはずだが、②着ていた服や使ったサバイバルナイフを持っているとやばいので、お前に渡す。C村にあるお前の実家近くの山に埋めてくれ』と言って、持っていたデイパックを押し付けて帰ってしまいました。中にはサバイバルナイフ、サングラス、マスク、黒色パーカー、ジーパンが入っていました。実家のあるC村に帰るのは大変なので、そのデイパックは近くの橋の上から川の中に捨てました。」

この証言について甲の弁護人は、「異議あり。ただいまの証言中、甲の発言を内容とする部分は伝聞であるので、証拠から排除されたい。」と述べた。

〔設問〕

下線部①②の甲の発言を内容とする各証言部分について、証拠能力が認められるか、条文上の根拠を指摘しつつ、説明しなさい（なお、人を教唆して自分の刑事事件に関する証拠を隠滅させた場合には、証拠隠滅罪の教唆犯が成立するという判例に従うものとする。）。